



セイロン雇用者連盟

(スリランカ)

Adhil Khasim MBA,LL.M, 弁護士

事務局長補佐 – 労使関係



EFCでの自身の主要任務と責任

- 会員企業への労働法及び労使関係に関する助言サービスの提供
- 会員企業を代理した労働組合との賃金交渉の促進及び労働協約の草稿
- 労働組合との交渉を介した紛争解決の促進

COVID -19

- COVID-19の流行は、経済の成長見通しに深刻な影響を与えたが、政府の強力なリーダーシップと影響を緩和するためにとられた積極的措置により、国内経済は回復に向かっている。

- スリランカの製造業者、サービスプロバイダー、観光部門は、COVID-19の流行に加え、感染拡大を抑えるために政府が実施したその後のロックダウンにより深刻な影響を受けた。
- 人や物の移動制限の拡大によりさらに影響が拡大した。
- 大規模組織を含む多くの中小企業が、キャッシュフローの問題に直面し、労働者に賃金を支払うことができない事態に陥った。
- 残業時間の削減により、給料生活者の所得が大幅に減少した。

三者間合意により、多様な配置レベルに応じた 按分賃金について合意

- 政府は、スリランカにおける雇用関連事項に対するパンデミックの影響を調査するための労働組合、セイロン雇用者連盟、労働省及び財界首脳で構成されるタスクフォースを設置した。本タスクフォースは、労働省のホン大臣の支援の下に機能している。
- 按分による賃金の支払に関して、2020年5月4日に最終合意に達した。就労した労働者に対する賃金の支払と、待機を余儀なくされた(就労していない)労働者に対する賃金の支払が区別された。
- かかる支払方法は、(健康上の懸念を理由に)課された規制により企業がすべての被雇用者を就労させられない状況に対応することを目的としている。

続き

- 本スキームは、例外なく全産業部門に対し適用可能であるが、本スキームに基づく被雇用者への支払を実現できない使用者は、労働局長にその旨を表明できる。
- 勤務を命じられたにもかかわらず、許容可能な理由なく出勤しなかった被雇用者については、(かかる欠勤日について)給与を支払う必要はない。
- 3～6カ月間、使用者は残業代を支払う必要がなく、また報酬を増額する必要なく、労働時間の延長及び週末勤務や祝日勤務を介して、失われた営業時間を補充することを目的とする勤務形態を実施することが許可される。

続き

- 半月の全就労日数に対する給与を支払い、残り半月の給与は賃金委員会が規定した最低賃金の50%を支払うことを使用者に許可し(かかる残りの半月に就労されないことを想定する)、使用者が半月勤務を提案することにより被用者の就労を維持する。
- **本協定は、全利害関係者が全国的に「按分」賃金に合意するという稀有な状況の下締結されたため、「歴史的」なものであったことに留意しなければならない。**

政府の介入

- 担保及び個人保証の提供を必要としない、既存の融資枠以上の低金利(4%)の運転資金融資が提供された。
- 政府により融資/リースの支払猶予期間が導入された。
- 民間部門の被雇用者は、健康を害さない方法により地域間の移動が許可された。



Thank You!